

鳥取県告示第 138 号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	大 山 口 停 車 場 線	西伯郡大山町所子字上沢1298-1 地先から同町国信字 下平ノ前1327-1 地先まで	平成20年4月1日
一般県道	大 山 口 停 車 場 大 山 線	西伯郡大山町所子字上沢1298-1 地先から同町平木字 宮川605-2 地先まで	”
一般県道	旧 奈 和 西 坪 線	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷959-1 地先から同町西坪 字矢ヶ坪549-8 地先まで	”